

国民保護業務計画

令和3年6月改訂

一般社団法人 岐阜県LPガス協会

目 次

第1章	総 則	3
第1節	国民保護業務計画の目的	
第2節	国民保護措置の実施に関する基本方針	
第3節	用語の定義	
第2章	平素からの備え	4
第1節	活動体制の整備	
第2節	関係機関との連携	
第3節	LP ガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備	
第4節	管理する施設等に関する備え	
第5節	LP ガス輸送に関する備え	
第6節	物資の備蓄	
第7節	LP ガス安定供給	
第8節	訓練の実施	
第3章	武力攻撃事態等への対処	5
第1節	武力攻撃事態等対策本部等への対応	
第2節	活動体制の確立	
第3節	応援体制の整備	
第4節	情報収集及び報告	
第5節	LP ガス消費者に対する情報提供	
第6節	施設の適切な管理及び安全確保	
第4章	武力攻撃災害復旧に関する措置	8
第1節	応急の復旧	
第2節	災害の復旧	
第3節	災害時における復旧用資機材の確保	
第5章	緊急事態への対処	9
第1節	緊急対処保護措置の実施	
第6章	計画の見直しについて	9

第1章 総 則

第1節 国民保護業務計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、一般社団法人岐阜県LPガス協会（以下「県協会」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の円滑かつ的確な実施に資することを目的とする。

第2節 国民保護業務計画の基本方針

1 武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及び岐阜県の国民の保護に関する計画（平成18年3月31日作成）を踏まえ、この計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとし、本計画の実施にあたり、岐阜県（以下「県」という。）、市町村その他関係機関と相互に連携し、その業務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとし、次の点に留意するものとする。

（国民に対する情報提供）

- ・新聞、放送、インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。

（関係機関との連携の確保）

- ・国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

（国民保護措置の実施に関する自主的判断）

- ・国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

（安全の確保）

- ・国民保護措置の実施にあたっては、県、市町村等の協力を得つつ、県協会職員のほか、県協会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。

（高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施）

- ・国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うも

のとする。

(岐阜県国民保護対策本部長の総合調整)

- ・岐阜県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合は、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

第3節 用語の定義

この計画における主な用語の定義は次のとおりとする。

(1) 武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

(3) 武力攻撃事態等

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

(4) 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(5) 武力攻撃災害

武力攻撃や緊急処理事態により直接又は間接的に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

(6) 国民保護措置

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

県協会は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、協会員との連絡調整組織として、正・副会長、会計理事及び専務理事、事務局長、で組織する国民保護連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

第2節 関係機関との連携

平素から、県、市町村、関係機関、及びLPガス関係団体との間で、国民保護措置の実施における連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 LPガス消費者に対する情報提供、伝達体制の整備

管理するLPガス設備の被災の状況、国民保護措置の実施状況、供給物資の情報を迅速に収集・集約できるよう、県協会に組織される各支部地区及び役員の緊急連絡網を整備。また、消費者に対する被害発生情報、復旧情報についての伝達について、連絡ルートの多重化、県協会会員相互の連絡体制の整備に努めるものとする。

第4節 管理する施設等に関する備え

県協会は、傘下LPガス販売店、LPガス充填所等の施設について、武力攻撃事態等による被害が発生した場合、被害の軽減、二次災害防止のための措置を講じるため会員相互の応援体制の整備に努めるものとする。

第5節 LPガスの運送に関する備え

国民保護措置のための緊急用物資としてのLPガス運送手段の確保については、県内各地のLPガス販売店、LPガス充填所、運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関等と連携し、運送手段、運送ルート確保のため、協力体制の構築に努めるものとする。

第6節 物資の備蓄

国民保護措置のための緊急用物資及び資機材の備蓄については、供給要請先と連携を取り、備蓄数量等の確実な把握に努めるものとする。

第7節 LPガス安定供給

国民保護措置のための緊急用燃料供給の安定を図るため、県協会は、LPガス卸事業者（LPガス充填所）で組織する「岐阜県LPガス卸売協会」との協力、連携を図るものとする。

第8節 訓練の実施

県、市町村が実施する国民保護措置についての訓練について、県協会及び県協会各支部において積極的に参加するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃事態等対策本部等への対応

武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が定められ、県に岐阜県国民保護対策本部（以下「県対策本部」とい

う。)が設置された場合には県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

県協会は、岐阜県知事（以下「県知事」という。）から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、県協会各支部に迅速にその旨を周知するものとする。

第2節 活動体制の確立

(1) 岐阜県LPガス協会国民保護対策本部の設置等

① 岐阜県LPガス協会国民保護対策本部

- ・ 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて岐阜県エルピーガス協会国民保護対策本部（以下「LPガス協会対策本部」という。）を設置する。
- ・ LPガス協会対策本部は、県及び市町村から国民保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及び県協会各支部での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- ・ LPガス協会対策本部を設置、または解散したときは県対策本部に連絡を行うものとする。
- ・ この計画に定めるもののほか、LPガス協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

② 岐阜県LPガス協会国民保護対策支部

- ・ 県協会各支部は、LPガス協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ、岐阜県LPガス協会国民保護対策支部（以下「対策支部」という。）を設置するものとする。
- ・ 県協会各支部は、対策支部を設置、または解散したときは対策本部に連絡を行うものとする。

(2) 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係者等の緊急参集を行うものとする。

(3) 情報の収集及び報告等連絡体制

① 情報収集の報告

- ・ 管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、供給状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、LPガス協会対策本部は、これらの情報を集約し、必要に応じ、県に報告するものとする。

- ・ L P ガス協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃の状況や国民保護措置を実施するのに当り、必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、対策支部での共有を行うものとする。

② 通信体制の確保

- ・ 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとする。
- ・ 通信手段の確認は各対策支部相互間、及びL P ガス協会対策本部との間の通信について確認するものとする。

第3節 L P ガス消費者に対する情報提供

L P ガス協会対策本部は、県及び市町村から武力攻撃等に関する情報を得た場合は、必要に応じ、対策支部を通じ地域におけるL P ガス消費者に対し被災の状況、その他安全に関する情報の提供を行うものとする。

第4節 施設の適切な管理及び安全確保

県及び市町村からの指導等によりL P ガス充填所については、安全の確保に十分配慮の上、巡回、警備員配置の強化など安全確保のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 応援体制の整備

(1) 応援隊の組織

県協会各支部会員の中から会員数に応じた人員及び必要に応じてL P ガス協会対策本部の協力を得て、応援隊を編成する。

(2) 応援隊の出動

被害状況に応じて、L P ガス協会対策本部との打ち合わせにより、応援復旧活動を行う。

第6節 特殊標章等の適切な管理

- ・ 県知事が平時より特殊標章等の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事から特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の許可を申請し、適切な管理を行うものとする。

第7節 安否情報の収集

1 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務範囲内で、照会に応じて安否情報の提供を行うなど、安否情報の収集に協力する

よう努めるものとする。

- 2 安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 応急の復旧

- ・ 対策支部は武力攻撃災害が発生した場合、LPガス設備の緊急点検を実施し、被害状況を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。
- ・ 応急の復旧に当たっては被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うように努めるものとする。
- ・ LPガス協会対策本部は、復旧にあたって、対策支部相互間の連絡調整に努めるものとする。
- ・ LPガス協会対策本部は対策支部からの報告を受け、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県に報告するものとする。

第2節 災害の復旧

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を行い、正確な情報を収集し、次により復旧計画を策定する。

- ・ 復旧の地域、箇所
- ・ 復旧の手順及び方法
- ・ 復旧要員の動員及び配置計画
- ・ 復旧用資機材の調達
- ・ 復旧作業の日程
- ・ その他必要な対策

(2) 重要施設の最優先復旧計画

被害が甚大な場合には、病院、避難所等を優先的に復旧するよう計画立案する。

第3節 災害時における復旧用資機材の確保

LPガス協会対策本部は復旧用資機材の在庫量について、調達が必要とされ

る資機材及び、L Pガスについては、対策支部との連携をとり、つぎの方法等により資機材の確保を行うものとする。

- ・取引先、メーカー等からの調達
- ・卸売り事業者、配送業者からの応援
- ・被害地域以外の販売事業者からの融通

第5章 緊急処理事態への対処

第1節 活動体制の確立

(1) 岐阜県L Pガス協会緊急処理事態対策本部の設置

- ・岐阜県緊急処理事態対策本部（以下、「県緊急事態対策本部」という。）が設置された場合には、必要に応じて岐阜県エルピーガス協会緊急処理事態対策本部（以下「L Pガス協会緊急事態対策本部」という。）を設置するものとする。
- ・L Pガス協会緊急事態対策本部は、県及び市町村から緊急対処保護措置の実施に関する要請の調整、情報の収集、集約、連絡及び県協会各支部での共有、広告その他必要な総括業務を実施するものとする。
- ・L Pガス協会緊急事態対策本部を設置したとき、また解散したときは県緊急事態対策本部に連絡を行うものとする。
- ・この計画に定めるもののほか、L Pガス協会緊急事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) (一社)岐阜県L Pガス協会緊急処理事態対策支部の設置

- ・県協会各支部は、L Pガス協会緊急事態対策本部が設置された場合には、必要に応じ、(一社)岐阜県L Pガス協会緊急処理事態対策支部（以下「L Pガス協会緊急事態対策支部」という。）を設置するものとする。
- ・県協会各支部は、L Pガス協会緊急事態対策支部を設置したとき、解散したときはL Pガス協会緊急対策本部に連絡を行うものとする。

第2節 緊急対処保護措置の実施

- ・緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、この計画の第1章から第4章までの定めに基づいて行うこととする。

第6章 計画の見直しについて

- 1 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、ホームページ等においても公表を行うものとする。

- 2 この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、県知事、市町村長及び関係機関に対し、資料の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。